

平成14年2月12日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

都議会議員が会議等の応招に公用車を使用した場合に都議会議員の申し合わせによる「応招に係る公用車等使用通知」を提出せず応招旅費を受領していることは不当利得であるとし必要な措置を求める住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後藤 雄一

2 請求書の提出

平成13年12月11日

3 請求の内容

(1) 請求書による主張事実

ア 都議会議長・同副議長・東京都議会自由民主党幹事長・都議会民主党幹事長・都議会公明党幹事長は専用車で、朝晩の送迎が行われている。

イ 都議会では、議員が議会・委員会等に出席するに際し公用車を利用した場合、応招旅費を支給しないと都議会議員の申し合わせで決めている。そして、「応招に係る公用車等使用通知」を作成し、申し合わせを実行している。

ウ 請求人が本件「応招に係る公用車等使用通知」を情報公開請求し、専用車が配車されている議長・副議長・幹事長を本件監査期間である平成12年12月10日から平成13年6月末日までを調査したところ、

議長 ----- 渋谷議員 ----- 4回（平成13年3月分だけ）

副議長 ----- 五十嵐議員 ---- 5回（平成13年3月分だけ）

自民党幹事長 ---- 佐藤議員 ----- 25回

民主党幹事長 ---- 嶋田議員 ----- 7回

公明党幹事長 ---- 中山議員 ----- 14回

のごとく、議長・副議長の本件使用通知が平成13年3月分だけしか提出されておらず、それ以外の議会・委員会への応招した日は提出していないことが判明し

た。

また、自民党の佐藤議員はすべて提出していると思えるが、民主党の嶋田議員は7回、公明党中山議員は14回であり、佐藤議員と比べて少なすぎ、嶋田議員・中山議員は本件使用通知を出し忘れていていると思われる。

エ 上記事実より、議長・副議長は「議員の申し合わせ」を自ら従わず、専用車で朝晩の送迎を受けているにもかかわらず、応招旅費を受け取っていることになり、不当利得に当たる。

また、本件財務会計担当者は、本件申し合わせがあるのを承知で、応招旅費を支払っていたことになり、違法支出に当たる。

オ 上記同様に、幹事長（自民・公明・民主）も専用車を送迎に使用し応招旅費を受け取っていることは不当利得。また、本件財務会計担当者の違法支出に当たる。

カ 議長・副議長・当該幹事長は受領した本件応招旅費のうち不当利得に当たる部分があり、議員が自主的に返還するよう期待する。

(2) 措置要求

当該議員が自主的に返還しないときは、本件財務会計責任者の個人の責任で損害を補てんせよ。又は、当該議員の不当利得として当該議員より、返還させるよう求める。

(3) 事実証明書

ア 朝日新聞 平成13年9月18日の記事の写し

イ 請求人作成の「応招旅費の通知回数」一覧表

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

都議会議員（以下「議員」という。）が、招集に応じて会議等に出席した際に、公用車を利用した場合における費用弁償の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

議会局を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の意思表示があったため、実施しなかった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

議員が招集に応じて会議等に出席した際に支給される費用弁償（以下「応招旅費」という。）は、東京都議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和22年東京都条例第43号。以下「条例」という。）第9条に基づき定額が支給される。その内容は、以下のとおりである。

(1) 応招旅費を支給する場合

議員が、招集に応じて次の会議等に出席したとき（以下「応招」という。）に、応招旅費が支給される。

ただし、応招以外の公務出張により費用弁償を受ける場合は、この限りでない。

ア 会議

イ 委員会（理事会を含む。）

ウ 東京都議会情報公開推進委員会

(2) 応招旅費の額

ア 特別区及び島部（東京都大島支庁、東京都三宅支庁、東京都八丈支庁若しくは東京都小笠原支庁の所管区域）に住所を有する議員 一日につき1万円

イ ア以外の議員 一日につき1万2千円

2 監査対象局の説明

(1) 監査対象局における費用弁償の支出について

条例は、議員が応招したときに、応招旅費として定額を支給することを定めるものであり、公用車を使用した場合も減額する規定はない。

したがって、応招のために公用車を使用することと会議等に出席した議員に応招旅費を支給することとの間には制度上関連はなく、公用車を使用した場合に応招旅費を支給しても、その支出が条例違反となることはない。

本件については、判例（平成元年3月8日東京高裁判決）及び住民監査請求の結果（平成13年4月12日付12監総第1151号。以下「既応招旅費監査結果」という。）に照らしても許されることが確定している。

(2) 議会各会派の申し合わせについて

議会における申し合わせは、議会活動を円滑に進めるために従前から行われており、議員が常に都民を代表する立場で協議を重ね調整するものである。

本件請求のあった応招旅費にかかる議会の申し合わせは、平成11年3月の議会各会派代表者の申し合わせ（以下「本件申し合わせ」という。）により、応招に際し、自宅と議会との移動のために公用車を往復使用した場合には、応招旅費の請求を控えることとされた。

本件申し合わせは、都民を代表する議員の政治的判断として十分尊重されるべきものと考えるが、条例内容を変更するものではない。

(3) 応招旅費に関する使用通知について

議員が応招に際し公用車を往復使用した場合には、都民を代表する議員が都財政を考慮して請求を控えるとした申し合わせを具体化するために、「費用弁償について（平成11年3月26日付10議総第804号。議会局管理部長決定（以下「管理部長決定文書」という。））」において公用車を使用した場合の通知様式として「応招に係る公用車等使用通知」（以下「公用車等使用通知」という。）を定め、その通知が提出された場合には応招旅費の支給手続をとらないという事務手続を定めたものである。

請求人は専用車による送迎があるにもかかわらず当該議員が応招に際し、本件申し合わせによる「公用車等使用通知」を提出せずに応招旅費を請求し、これを支出していることを違法・不当としているが、応招旅費の支出は以上述べたとおり、適正に行われていると考えている。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求において、請求人は、専用車により送迎される議員が、本件申し合わせに従わず応招に際して公用車等使用通知を提出せずに応招旅費を受け取っていることが不当利得を得ているものであり、その支出を違法・不当と主張していると解されるので、以下このことについて判断する。

(1) 本件申し合わせについて

議会における申し合わせは、議会活動を円滑に進めるために従前から行われており、議員が常に都民を代表する立場で協議を重ね調整するものである。また、本件申し合わせは、応招に際し自宅と議会との移動のために公用車を往復利用した場合には、応招旅費の請求を控えることとされたものであり、都民を代表する議員の政治的判断として十分尊重されるべきものであるが、条例内容を変更するものではないと、監査対象局は説明している。

既応招旅費監査結果において監査委員は、「議会活動の中で、議員が応招に際して公用車を使用した場合に、応招旅費の請求を控えることは、議会自らの判断といえるが、その申し合わせは、応招旅費を減額する根拠とはなりえない。」と判断している。

すなわち、議会における申し合わせは、議会活動を円滑に進めるため、議員が常に都民を代表する立場で協議を重ね調整されているものであって、議会自らの判断といえるが、応招に際して支給する応招旅費の支出に関しては、本件申し合わせのみによって条例に定める費用弁償の支給方法等が変更されることにはならないと判断しているものであり、この判断を変更する事情はない。

(2) 公用車等使用通知について

監査対象局は、都民を代表する議員が都財政を考慮して請求を控えるとした本件申し合わせを具体化するため、管理部長決定文書により議員が応招に際し公用車を往復使用した場合の事務手続を定め、公用車等使用通知により議員から議会との往復に公用車を使用した旨の通知があったときは、当該応招にかかる応招旅費の請求が無いものとして、応招旅費の支出手続を行わないことにしている。

しかしながら、既応招旅費監査結果において、監査委員は「監査対象局において、議員が応招に際して公用車を往復使用した場合、「公用車等使用通知」の提出の有無のみをもって、応招旅費の支出を決定するという取扱いをしていることは、適切

を欠いているといわざるをえない。」と判断し、「今後、応招旅費を支出する場合、適切な取扱いとなるよう必要な見直しを行われたい。」との意見を付している。

このことは、管理部長決定文書が、本件申し合わせを具体化するために策定されたものであっても、その支給手続において「公用車等使用通知」の提出の有無のみをもって応招旅費の支出を決定するという点に適切を欠いていると判断しているものであり、この判断を変更する事情はない。

以上のことから、専用車により送迎される議員が、本件申し合わせに従わず応招に際して、公用車等使用通知を提出せずに応招旅費を受け取っていることが、不当利得を得ているとし、その支出を違法・不当とする主張は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないものと認める。

なお、議会局長は、既応招旅費監査結果において付した意見を踏まえ、必要な措置を講じるよう要望する。

資料（東京都職員措置請求書等）

職員措置請求書

石原都知事、議会局長、議会局総務課長、その他、本件関係財務会計職員に関する措置請求書

< 事実 >

- 1 . 議長・副議長・自民党幹事長・民主党幹事長・公明党幹事長は専用車で、朝晩の送迎が行われている。
- 2 . 都議会では、議員が議会・委員会等に出席するに際し公用車を利用した場合、応招旅費を支給しないと都議会議員の申し合わせで決めている。そして、「応招に係る公用車等使用通知」を作成し、申し合わせを実行している。
- 3 . 請求人が本件「応招に係る公用車等使用通知」を情報公開請求し、専用車が配車されている議長・副議長・幹事長を本件監査期間である平成12年12月10日から平成13年6月末日までを調査したところ、

（詳細は別紙参照）

議長	-----	澁谷議員	-----	4回（平成13年3月分だけ）
副議長	-----	五十嵐議員	----	5回（平成13年3月分だけ）
自民党幹事長	----	佐藤議員	-----	25回
民主党幹事長	----	嶋田議員	-----	7回
公明党幹事長	----	中山議員	-----	14回

のごとく、

議長・副議長の本件使用通知が平成13年3月分だけしか提出されておらず、それ以外の議会・委員会への応招した日は提出していないことが判明した。

また、自民党の佐藤議員はすべて提出していると思えるが、民主党の嶋田議員は7回、公明党中山議員は14回であり、佐藤議員と比べて少なすぎ、嶋田議員・中山議員は本件使用通知を出し忘れていていると思われる。

< 措置請求 >

- 1 . 上記事実より、議長・副議長は「議員の申し合わせ」を自ら従わず、専用車で朝晩の送迎を受けているにもかかわらず、応招旅費を受け取っていることになり、不当利

得に当たる。

または、本件財務会計担当者は、本件申し合わせがあるのを承知で、応招旅費を支払っていたことになり、違法支出に当たる。

- 2 . 上記同様に、幹事長（自民・公明・民主）も専用車を送迎に使用し応招旅費を受け取っていることは不当利得。又は、本件財務会計担当者の違法支出に当たる。
- 3 . 議長・副議長・当該幹事長は本件応招旅費の受領したうち不当利得にあたる部分があり、議員が自主的に返還するよう期待する。
- 4 . 当該議員が自主的に返還しないときは、本件財務会計責任者の個人の責任で損害を補填せよ。又は、当該議員の不当利得として当該議員より、返還させるよう求める。

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

ア 朝日新聞 平成 1 3 年 9 月 1 8 日の記事の写し

イ 請求人作成の「応招旅費の通知回数」一覧表